

【 防 火 ・ 耐 火 構 造 】

[単位：分]

コード	部 位 構造種別		BE	BP	NE		NP	CN	FL	BM	RF	RS		ST	PR			
			耐力壁		非耐力壁			柱	床	はり	屋根	軒裏		階段	ひさし			
			外壁	間仕切 壁	外壁	延焼のお それのある 部分	延焼のお それのある 部分以 外の部分					間仕切 壁	延焼のお それのある 部分			延焼のお それのある 部分以 外の部分		
FP120BE	FP	耐火構造	120															
FP060BE			60															
FP120BP				120														
FP060BP				60														
FP060NE						60												
FP030NE							30											
FP060NP								60										
FP180CN									180									
FP120CN									120									
FP060CN									60									
FP120FL										120								
FP060FL										60								
FP180BM											180							
FP120BM											120							
FP060BM											60							
FP030RF												30						
FP030ST															30			
QF060BE	QF	1時間準耐火構造	60															
QF060BP				60														
QF060NE						60												
QF060NP							60											
QF060CN								60										
QF060FL									60									
QF060BM										60								
QF060RS													60					
QF045BE			QF	45分準耐火構造	45													
QF045BP						45												
QF045NE								45										
QF030NE									30									
QF045NP										45								
QF045CN											45							
QF045FL												45						
QF045BM													45					
QF030RF														30				
QF045RS													45					
QF030RS												30						
QF030ST													30					
PC030BE	PC	防火構造	30															
PC030NE						30												
PC030RS												30						
QP020BE	QP	準防火構造 (準防火性能を有する外壁)	20															
QP020NE						20												

ND030CN	ND	柱 (防火被覆)						30							
NH030FL	NH	床・天井 (不燃構造の口準耐/3階以上の階) 床 (防火壁の設置の適用除外)							30						
FI020RF	FI	屋根 (外壁耐火の口準耐/延焼のおそれのある部分) 屋根 (防火壁の構造の緩和)								20					
FI020PR	FI	ひさし (1時間準耐火構造/通路の設置の適用除外)												20	

要 求 性 能					
①非損傷性 [ND]		②遮熱性 [HI]		③遮炎性 [FI]	
分	参照条文	分	参照条文	分	参照条文
120	令107条一号	60	令107条二号	60	令107条三号
60	令107条一号	60	令107条二号	60	令107条三号
120	令107条一号	60	令107条二号		
60	令107条一号	60	令107条二号		
		60	令107条二号	60	令107条三号
		30	令107条二号	30	令107条三号
		60	令107条二号		
180	令107条一号				
120	令107条一号				
60	令107条一号				
120	令107条一号	60	令107条二号		
60	令107条一号	60	令107条二号		
180	令107条一号				
120	令107条一号				
60	令107条一号				
30	令107条一号			30	令107条三号
30	令107条一号				
60	令115条の2の2第1項一号イ	60	令115条の2の2第1項一号ロ	60	令115条の2の2第1項一号ハ
60	令115条の2の2第1項一号イ	60	令115条の2の2第1項一号ロ		
		60	令115条の2の2第1項一号ロ	60	令115条の2の2第1項一号ハ
		60	令115条の2の2第1項一号ロ		
60	令115条の2の2第1項一号イ				
60	令115条の2の2第1項一号イ	60	令115条の2の2第1項一号ロ		
60	令115条の2の2第1項一号イ				
		60	令115条の2の2第1項一号ロ		
45	令107条の2一号	45	令107条の2二号	45	令107条の2三号
45	令107条の2一号	45	令107条の2二号		
		45	令107条の2二号	45	令107条の2三号
		30	令107条の2二号	30	令107条の2三号
		45	令107条の2二号		
45	令107条の2一号				
45	令107条の2一号	45	令107条の2二号		
45	令107条の2一号				
30	令107条の2一号			30	令107条の2三号
		45	令107条の2二号		
		30	令107条の2二号		
30	令107条の2第1項一号				
30	令108条一号	30	令108条二号		
		30	令108条二号		
		30	令108条二号		
20	令109条の6一号	20	令109条の6二号		
		20	令109条の6二号		

30	令70条				
30	令109条の3二号ハ 令115条の2第1項四号	30	令109条の3二号ハ 令115条の2第1項四号		
				20	令109条の3一号 令113条第1項三号
				20	令115条の2第1項四号ハ